

## 長寿（後期高齢者）医療制度について

平成 20 年 4 月 1 日から 75 歳以上（障害認定を受けられている方は 65 歳以上）の方を対象とした『長寿（後期高齢者）医療制度』が始まり、これまでの老人保健制度が廃止されました。

対象となる方は、「後期高齢者医療広域連合」（以下「広域連合」）が行う長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者となり、新たに広域連合から給付を受けるとともに、保険料を負担することになり、公立学校共済組合員の被扶養者としての資格がなくなります。

障害認定を受けておられる方で、長寿（後期高齢者）医療制度に加入を希望しない（広域連合から認定を受けたとみなされたくない）方は、広域連合に対し老人保健法の規定に基づく障害認定を撤回することを申請する必要があります。申請がなされた場合には、公立学校共済組合員の被扶養者となりますが、当共済への連絡が必要となります。

また、長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者となられた方の被扶養者証は随時共済組合に返納してください。

### < 参 考 >

秋田県後期高齢者医療広域連合事務局

〒010 - 0951 秋田市山王四丁目 2 番 3 号 秋田県市町村会館 1 階

T E L : 018 - 838 - 0610 F A X : 018 - 838 - 0611